

2002.2.14

新JCS委員会 御中

社団法人 日本書籍出版協会
国語問題委員会
委員長 浜田博信

文字コード改定案に対する要望、意見

この度公開されました「JIS文字コード改定案」に対する当協会としての要望、意見を述べさせていただきます。

ア) 全体として

当協会は、今回の改訂案に見られる基調——「表外漢字字体表の趣旨をJISに反映させるため可能な限りJISの例示字形を印刷標準字体に変更する」という貴委員会の考え方を強く支持します。

私どもは、国語審議会答申の趣旨をJISに反映させるためにはJISの例示字形を可能な限り表外漢字字体表の「印刷標準字体」欄の字形に変更する必要があると考えています。

国語審議会の答申は、A)「印刷標準字体」を定めるとともに、B)「簡易慣用字体」と「部首許容」を設け、また「デザイン差」の字形を認めています。このうちB)は一般の文字使用の実態に配慮して表外漢字の字体使用に多少の幅を持たせたものと理解されます。

従いまして、公的な性格を持ちフォント設計上の実質的な規範としての機能も持つJISの例示字形は、上記B)よりもA)に則って、可能な限り「印刷標準字体」欄の字形に変更すべきであると考えます。

イ) 5.5項について

私どもは「…今後の字体の混乱を防止する目的でJIS文字コードの例示字形を表外漢字字体表にある字体に変更する」という、この項の原案を強く支持します。

そして、5.5項の注2につきましては「(変更を)JIS X0208及びJIS X0213の両方に適用する」という意見を支持します(なお、この適用範囲のことは次の5.6項についても同じ意見です)。

5.5項の100字には、大きく分けて「デザイン差」とされるものと、「字体差」とされるものがありますが、

1. 「デザイン差」とされるものは、5.3項との整合性や、「使用頻度が高い常用漢字は通用の字体によるのに対して、表外漢字は伝統的な字体による」という国語審議会の考え方からいっても、またア)項で触れたJIS例示字形の公的な性格からいっても、「印刷標準字体」欄の字形に変更すべきであると考えます。
2. また、「字体差」とされるものにつきましても、コード体系上支障がある場合はやむをえま

せんが、そうでない限り「印刷標準字体」に変更するという方針を貫くべきであると考えます。その場合、個人（少数の筈）の字体へのこだわりや既存のシステムへの影響は避けられないでしょうが、それは「字体の混乱を收拾する」という全国的な見地を優先して考え、また改革に伴う負担は国民全体で負うということで解決するべきだと考えます。

ウ) 5.6項について

上記ア)項でも触れましたが、公的な性格を持ちフォント設計上の実質的な規範としての機能も持つJISの例示字形は、可能な限り「許容」の字体ではなく「標準」の字体（印刷標準字体）にするべきであると考えます。（即ち、5.6項の①の意見を支持します）

エ) 終わりに

国語審議会の答申は、字体の混乱を收拾するものとして広範な国民の支持と期待を集めています。今回のJISの改定によって「印刷標準字体」が文字通り標準的に使われるようになるための基礎条件が整うことを願っています。

以 上